

別表(3)

福利厚生給付金一覧表

給付の種類		給付の条件	金額(円)			
死亡弔慰金	本人	被共済職員が死亡した場合(本人の遺族に給付)	300,000			
	配偶者	被共済職員の配偶者(被共済職員である配偶者を除く)が死亡した場合	100,000			
	被扶養者	被共済職員の被扶養者(配偶者を除く)が死亡した場合	20,000			
傷病見舞金	本人	被共済職員が傷病により医療機関へ継続して10日以上入院した場合 対象となる期間のうち、初日から30日まで 1,000円/日 同、31日から180日まで 500円/日 ※対象となる期間=支給の対象となる入院を開始した日から1年間	10,000 ～ 105,000			
	被扶養者	被共済職員の被扶養者が傷病により医療機関へ継続して10日以上入院した場合 対象となる期間のうち、初日から30日まで 1,000円/日 同、31日から50日まで 500円/日 ※対象となる期間=支給の対象となる入院を開始した日から1年間	10,000 ～ 40,000			
結婚祝金	本人	被共済職員が結婚した場合	30,000			
災害見舞金	全焼・全壊	被共済職員の住家が、火災・自然災害(地震を除く)により、全焼又は全壊した場合	200,000			
	半焼・半壊	被共済職員の住家が、火災・自然災害(地震を除く)により、半焼又は半壊した場合	100,000			
	半焼・半壊 未済	被共済職員の住家が、火災・自然災害(地震を除く)により、罹災した場合(全焼・全壊又は半焼・半壊の場合を除く)	10,000			
出産祝金	本人	被共済職員が出産した場合	(子1人につき) 25,000			
	配偶者	被共済職員の配偶者(被共済職員である配偶者を除く)が出産した場合	(子1人につき) 25,000			
入学祝金	小学校	被共済職員の子(実子、養子不問)が小学校に入学した場合 (両親ともに被共済職員であるときは、子の扶養者に給付)	8,000			
	中学校	被共済職員の子(実子、養子不問)が中学校に入学した場合 (両親ともに被共済職員であるときは、子の扶養者に給付)	8,000			
	高等学校	被共済職員の子(実子、養子不問)が高校に入学した場合 (両親ともに被共済職員であるときは、子の扶養者に給付)	10,000			
長期勤続者 慰労金	10年	被共済職員期間が通算して10年に達した場合	15,000			
	20年	被共済職員期間が通算して20年に達した場合	20,000			
	30年	被共済職員期間が通算して30年に達した場合	25,000			
	40年	被共済職員期間が通算して40年に達した場合	30,000			
退職慰労金	本人	被共済職員期間1年以上の者が退職した場合	5,000 ～			
		被共済職員期間		給付金額	被共済職員期間	給付金額
		1年		5,000円	16年	98,000円
		2		10,000円	17	106,000円
		3		15,000円	18	114,000円
		4		20,000円	19	122,000円
		5		25,000円	20	130,000円
		6		31,000円	21	137,000円
		7		37,000円	22	144,000円
		8		43,000円	23	151,000円
		9		49,000円	24	158,000円
		10		55,000円	25	165,000円
		11		62,000円	26	172,000円
		12		69,000円	27	179,000円
		13		76,000円	28	186,000円
		14		83,000円	29	193,000円
		15		90,000円	30	200,000円
※以下、1年につき7,000円を加算						
特例 退職慰労金	本人	平成25年3月31日までの被共済職員期間が5年以上ある者が平成25年4月1日以後に退職した場合	3,000 ～36,000			
		被共済職員期間		給付金額	被共済職員期間	給付金額
		5年以上 10年未満		3,000円	20年以上 25年未満	18,000円
		10年以上 15年未満		6,000円	25年以上 30年未満	27,000円
		15年以上 20年未満		12,000円	30年以上	36,000円
障害厚生年金 見舞金	本人	1級	被共済職員が、被共済期間中の傷病により、厚生年金保険法による障害等級1級又は2級の認定を受けた場合	300,000		
		2級		150,000		
付添看護料 補給金	本人	被共済職員(被共済職員期間1年以上の者に限る)が傷病により医療機関へ継続して20日以上入院し、付添看護者(三親等以内の親族を除く)を雇用した場合 3,000円/日(60日分を限度とする)	60,000 ～ 180,000			
	被扶養者	被共済職員(被共済職員期間1年以上の者に限る)の被扶養者が傷病により医療機関へ継続して20日以上入院し、付添看護者(三親等以内の親族を除く)を雇用した場合 1,500円/日(60日分を限度とする)	30,000 ～ 90,000			
遺児育英資金	18歳未満の 被扶養者	被共済職員が死亡し、死亡当時被共済職員が18歳未満の子を扶養していた場合(本人の遺族に支給)	(子1人につき) 200,000			
厚生保養費	本人	被共済職員及びその扶養者が保養等の目的で、指定宿泊施設を利用した場合	(1人につき)			
	被扶養者	(1年度内に1人1泊を限度とし、法人等でまとめて請求)	1,000			
生活習慣病 予防健診 助成金	本人	被共済職員が健康保険(全国健康保険協会(協会けんぽ))による生活習慣病予防健診を受診した場合	3,500円と実費の いづれか低い方			
レクリエーション事業 助成金	本人	被共済職員が区市町村単位等のレクリエーションや体育行事、地域での行事、又は施設等における同種の行事に参加した場合 (1年度内に1人1回を限度とし、法人等でまとめて請求)	800			